

所管部課		子ども未来部 子育て支援課		部長		志村 明子				
件 名		東大和市児童手当等受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等事務取扱要綱の一部を改正する要綱について				区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則									
	部課機関	教育総務課、保育課、青少年課								
1. 要 旨										
(1) 要綱改正の趣旨										
令和6年10月1日に児童手当法の一部が改正され、所得制限の撤廃により特例給付が廃止されることに伴い、事務処理等について規定している東大和市児童手当等受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等事務取扱要綱の一部を改正するものである。										
(2) 主な改正内容										
・所得制限の撤廃により特例給付が廃止されることによる、文言の修正（児童手当等→児童手当）										
・特例給付受給資格者に関する規定の削除										
(3) 施行日										
決裁日から施行する。										
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）										
・教育総務課、保育課および青少年課と協議済み。										
3. 留意事項（問題点等）										
・本要綱に規定している様式については、決裁後改正後のものを使用するが、従前のものも修正して使用することができることとする。										
・軽微な文言の修正のため、受給者への周知は行わないこととする。										
4. 主管部処理案（検討結果等）										
庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。										
5. 審議結果										

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。